

静岡県及びノボ ノルディスク ファーマ株式会社による
肝疾患重症化予防対策に関する連携協定書

静岡県（以下「甲」という。）及びノボ ノルディスク ファーマ株式会社（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の知見やデータを有効活用し、相互に協力支援を得て、第2条第1項各号に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について協力して取り組むことにより、静岡県民の健康増進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。
(1) 地域住民及び保健医療関係者の肝疾患の理解向上に資する取組に関すること。
(2) 肝疾患重症化予防対策体制の構築に関すること。
(3) 健康・医療のデータ活用に関すること。
(4) 医療政策の動向や全国の先進事例等の情報提供に関すること。
(5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。
2 甲及び乙は、連携事項の実施を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上、決定する。
3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができるものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定の当事者以外の者に、本協定に基づく連携・協力にあたり、相手方より提供又は開示を受けた情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨明示された情報（以下「秘密情報」という。）を、開示・漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当することを証明できる情報については、この限りでない。
(1) 提供又は開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
(2) 提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報
(3) 提供又は開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報
(5) 秘密情報によることなく独自に開発・取得した情報
(6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報
2 甲及び乙は、相手方の秘密情報を本協定の目的以外に使用してはならないものとする。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。
3 前2項の規定は、本協定の有効期間満了の日以降も継続するものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。
4 前3項の規定にかかわらず、甲及び乙は、それぞれに適用される法令等（日本製薬工業協会の定める「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」を含む。）の規定により、相手方が提供した秘密情報を必要な範囲において開示できるものとする。

（権利の帰属）

第4条 本協定に基づく連携により生じた知的財産権（本協定の有効期間の満了後に生じたものを含む。）については、原則として甲及び乙の共有とし、その持分については、別途協議の上決定するものとする。
2 甲及び乙は、本協定の有効期間中、本協定に基づく連携により生じた著作物について、本協定の目的の範囲内に限り、その相手方が共同著作権を行使することに同意する。

（協定の変更）

第5条 甲又は乙が、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、2025年3月21日から2026年3月31日とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも書面による特段の申し出を行わないときは、本協定の有効期間が満了する日から同一条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（準拠法・管轄裁判所）

第7条 本協定は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
2 本協定に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、被告の所在地を管轄する地方裁判所とする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

2025年3月21日

静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県
静岡県知事 鈴木 康友

甲

鈴木康友

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号
ノボ ノルディスク ファーマ株式会社
代表取締役社長 キャスパー ブッカ マイルヴァン

乙

キャスパー ブッカ マイルヴァン